

# 大田区公金管理運用方針

平成 26 年 1 月 7 日 25 会室発第 10841 号区長決定  
改正 平成 27 年 2 月 16 日 26 会室発第 11020 号区長決定  
改正 令和 4 年 1 月 25 日 3 会室発第 10930 号区長決定  
改正 令和 5 年 3 月 22 日 4 会室発第 11179 号区長決定

公金の安全性の確保及び効率的な運用を行うため公金管理運用方針（以下「本方針」という。）を定める。

## 1 公金の管理運用の原則

公金の管理運用に当たっては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)及び地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)の定めるところにより、以下の原則に基づき管理運用を行う。

### (1) 基本原則

#### ア 安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し、元本が損なわれることを避けるため、安全な金融機関への預金や債券の購入により資金を分散して管理運用するとともに、金融機関の経営の健全性に十分留意する。

#### イ 流動性の確保

支払等に支障をきたさないよう、必要な資金を確保するとともに、緊急の資金需要に備え、資金の流動性を常に確保する。

#### ウ 効率性の追求

安全性及び流動性を確保した上で、可能な限り有利な運用に努める。

### (2) 満期保有の原則

公金運用に当たっては、当該金融商品を満期まで保有することを原則とする。ただし、次に掲げる場合は預金の解約又は債券の売却を行うことができる。

#### ア 資金の安全性を確保するために必要な場合

#### イ 支払現金等、流動性を確保するために必要な場合

#### ウ 元本が確保され、売却価格が債券の購入価格を上回る場合

#### エ 安全性を確保しつつ、収益性向上のために金融商品の入替えを行う場合

## 2 公金の種類

歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金をいう。

## 3 歳計現金の管理運用

(1) 歳計現金は、支払準備金という性格から、安全性と流動性を考え、指定金融機関の普通預金口座（決済用預金を含む。）に預金する。

(2) 会計管理者は、収支命令者から提出される収支予定表に基づき、資金収支計画を作成し、資金状況の把握及び予測を適時適切に行い、支払準備金に余裕

がある場合は、指定金融機関又は指定金融機関以外の安全性の高い金融機関において、普通預金、定期預金、譲渡性預金、通知預金で運用する。また、債券による運用については、別に定める「大田区債券運用指針」に基づいて行うものとする。

- (3) 資金に不足が生じる場合は、基金からの繰替運用を基本とするが、指定金融機関等からの一時借入れ及び当座借越をすることができる。

#### 4 歳入歳出外現金の管理運用

歳計現金の例によるものとする。

#### 5 一時借入金管理

- (1) 歳計現金の例によるものとする。
- (2) 当該年度の資金状況、金利の動向などを勘案し、指定金融機関又は区の公金を預金している金融機関などから資金が不足する期間、金額を精査して借り受けるものとする。

#### 6 基金の管理運用

会計管理者は、基金の設置目的や財政計画を踏まえ、安全性、流動性に加え効率性を考慮し資金を管理運用する。また、ペイオフ対策及び効率的な資金運用の観点から、預金及び債券に分散するとともに、次の事項に留意して運用を行う。

##### (1) 資金管理運用計画

- ア 会計管理者は、基金を所管する課長からの資金計画及び債券の運用計画をもとに財政課長と協議し、当該年度の資金管理運用計画を作成する。
- イ 会計管理者は、本方針、資金管理運用計画に基づき預金又は債券の購入及び繰替運用等により基金を管理運用する。
- ウ 会計管理者は、運用結果について区長に報告するものとする。

##### (2) 運用方法

###### ア 一括運用

基金は、定額運用基金を除いて原則一括運用を行う。

###### イ 預金運用

金融機関への預金は、安全性の高い金融機関を複数選択し分散運用する。預入期間は、運用計画や金利の水準・動向等に応じ選択する。金融商品は、歳計現金の例によるものとする。

###### ウ 債券運用

債券による運用については、別に定める「大田区債券運用指針」に基づいて行うものとする。

##### (3) 繰替運用

歳計現金の資金調達の上で必要があると認めるときは、各基金条例の規定に基づき、歳計現金に繰替えて運用することができる。

## 7 取引する金融機関を選択する基準

歳計現金（歳入歳出外現金を含む。）及び基金を預金する金融機関は次のとおりとする。

### (1) 自己資本比率

国際決済銀行（BIS）が定める、いわゆる BIS 基準が一定水準以上の金融機関（国際業務を行う金融機関は8%以上、国内業務のみの場合は4%以上）を最低条件とする。

### (2) その他の経営状況を表す指標

自己資本比率を満たした金融機関について更に、業務純益、当期純利益、預金量、預貸率、不良債権比率、個別貸倒引当金などを分析し、安全性が高いと判断できること。

### (3) 格付け情報の利用

金融庁が登録した信用格付け業者による情報を参考にする。最低基準としての投資適格基準が国際格付機関の長期債務格付で、Baa 若しくは BBB 又は Bbb（トリプルB）以上の格付が必要である。ただし、社債を発行していない金融機関については格付けが利用できないため、それらの金融機関については、決算書やディスクロージャー誌等の財務資料の確認、その他の情報による。

### (4) 株価情報

上場している金融機関については、株価の動向を参考にする。株価が著しく下落した場合は、預金の期間を短縮するなど状況に応じて適切に対応する。

### (5) その他、経営状況が安定していること。取引後、不安定であると判断したときは、取引を見直すこととする。

## 8 公金管理の体制

(1) 本方針に基づく公金管理を行うため、必要に応じて意見を聞く組織体として「大田区公金管理運用委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。委員会の組織及び運営は別に定める。

(2) 公金の管理運用に当たって、職員の金融市場等に関する専門知識を深めるため、金融の専門家等を招いての講習会等により研修を充実させ、人材の育成を図る。

(3) 公金の管理運用に当たる者は、本方針を遵守するとともに、日常的な管理業務に当たっては、金融機関の経営状況や日々変動する社会経済等を適正に把握し、安全かつ効率的な運用に努めなければならない。

## 9 方針の見直し

本方針は、必要に応じて見直しを行うものとする。ただし、重要な変更を行う必要が生じた場合は、委員会の意見を聴いて、これを変更する。

## 10 その他

本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

大田区における公金管理運用方針(平成 14 年 2 月 20 日収室発第 170 号区長決定)は廃止する。

付 則

本方針は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

本方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

本方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

本方針は、決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。